

香取市における入札参加者の資格審査申請方法を次のとおり定める。

令和 8 年 7 月 1 日

香取市長 伊 藤 友 則



香取市公告第63号

香取市における入札参加者の資格審査申請方法等

この公告は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、香取市の発注する建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入及び売り払い、役務の提供又は賃貸借に関する契約に係る令和8年7月1日から令和10年3月31日までの間の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）の申請時期及び申請方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

第1 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、資格審査を受け、香取市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

- (1) 令第167条の4第1項（令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 令第167条の4第2項（令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- (3) 建設業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による経営事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けておらず、同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- (4) 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- (5) 建築設計業（建築士法（昭和25年法律第202号）第3条又は第3条の2の規定により1級建築士及び2級建築士以外の者の行うことができる設計又は工事監理を除く。）にあつては、同法第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- (6) 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けていない者
- (7) その他法令等による許可等が必要な業務にあつては、当該許可等を有していない者

- (8) 資格審査に必要とされる書類を提出できない者
- (9) 法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- (10) 千葉県内に本店又は営業所等を有する者にあっては、すべての千葉県税を完納していない者
- (11) 香取市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、すべての香取市税を完納していない者

第2 資格審査の基準日

資格審査の基準日は、資格審査の申請日とする。ただし、建設工事の客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）の基準日は、資格者名簿の登載日の前月の初日とする。

第3 資格審査の申請分類

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる業種ごとに申請しなければならない。

- (1) 建設工事
- (2) 測量・コンサルタント
- (3) 物品
- (4) 委託

なお、業種分類は、令和8・9年度入札参加資格審査申請マニュアル（以下「申請マニュアル」という。）において定めるものとする。

第4 資格審査の申請方法及び申請書類

- 1 申請者は、インターネットを利用して、ちば電子調達システムのホームページにアクセスし、入札参加資格申請システムにより資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を行わなければならない。
- 2 申請者は、電子申請を行い、必要に応じて、申請マニュアルに掲げる書類を千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に提出しなければならない。
- 3 申請者は、申請マニュアルを熟読の上、入札参加資格申請システム運用基準に基づき電子申請を行わなければならない。

第5 電子申請の時期等

- 1 申請期間は別表に定める期間とする。
なお、申請期間は、千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）での受付

日を基準とする。

また、申請書類が各申請期間の末日までに千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に到着したものを審査対象とし、資格者名簿への登載は、審査完了を条件とする。

- 2 申請書類提出先 郵便番号260-0855
千葉市中央区市場町1番1号 千葉県庁南庁舎2階
千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）

第6 申請マニュアル等の入手先

申請マニュアル及び申請書類の様式は、ちば電子調達システムのホームページよりダウンロードするものとする。

第7 電子申請等に使用する言語等

- 1 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる文字は、ちば電子調達システム利用規約第12条に規定するちば電子調達システムで使用可能な文字とする。使用できない文字がある場合は、申請可能な他の漢字、ひらがな、又はカタカナに置き換えるものとする。ただし、メールアドレス及びURL（ホームページのアドレスをいう。）等については、アルファベットを用いることができる。
- 2 申請書類のうち、財務諸表は、日本語で作成しなければならない。なお、その他の申請書類のうち、外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 3 電子申請及び申請書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記録又は記載すること。

第8 資格審査及び等級区分

- 1 資格審査は、電子申請及び申請書類に基づいて、入札参加者としての適格性について次に掲げる項目ごとに行うものとする。
 - （1） 金銭的信用
 - （2） 契約履行に関する誠実性
- 2 建設工事の契約に係る入札に参加しようとする者の資格審査については、前項のほか施工能力について、建設業法第27条の29第1項の規定により通知を受けた総合評価値に基づいて行うものとする。

- 3 建設工事に係る資格審査については、前項の規定により審査した結果に基づき、建設工事の種類ごとに等級の格付を行うものとする。

なお、等級の格付は、香取市入札参加業者資格審査基準（平成 18 年香取市訓令第 32 号）による。

第 9 資格審査の結果の通知及び資格者名簿への登載等

- 1 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）については、資格者名簿に登載するものとし、次項の定めによる公表をもって通知に代えることができる。また、資格者名簿の有効期間は、資格者名簿登載日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

- 2 資格者名簿は、前項に定める有効期間の間、次の事項について入札情報サービスにおいて公表するものとする。

- (1) 入札参加資格者の商号又は名称、所在地又は住所及び代表者氏名等
- (2) 登録業種及び建設工事においては等級

第 10 建設工事の事業協同組合等の特例

建設工事の事業協同組合等のうち、官公需適格組合（中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）に係る資格審査の申請においては、組合員のうち任意に選択した 10 以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る第 4 の第 2 項に定める添付書類を提出した場合にあっては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、利益額、職員数、技術職員数及び工事種類別年間平均元請完成工事高については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により、その他の項目については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により行うものとする。

第 11 共同企業体の特例

特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体の資格審査及び申請方法等については、別に市長が定めるものとする。

第 12 変更等の届出

- 1 入札参加資格者及び令和 7 年香取市告示第 80 号の規定により、令和 8 年 4 月 1 日以降の入札に参加する資格を有すると認められる者（以下「入札参加資格者等」という。）は、当該申請に係る営業を廃止し、若しくは休止し、又は申請の事項について変更を生じたときは、直ちに変更等の電子申請を行わなければならない。

- 2 入札参加資格者等は、前項の規定による変更等の届出を行い、必要に応じて、そ

の事実を証する書類を添付して、千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に提出しなければならない。

第13 業種追加の届出

- 1 入札参加資格者等は、登録済みの業種のほかに新たな業種を追加しようとするときは、調達システムを使用して業種追加の申請を行うことができる。
- 2 業種追加の申請を行った後、必要に応じて、申請マニュアルに掲げる書類を千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に提出しなければならない。
- 3 建設工事及び測量・コンサルタントの業種追加による資格審査の申請の期間等は、随時申請による場合と同様とする。
- 4 物品及び委託の業種追加による資格審査の申請は、変更等の届出による場合と同様とする。

第14 入札参加資格の承継

- 1 入札参加資格者等から入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した者又は入札参加資格者等の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとする者（以下「承継人」という。）は、入札参加資格承継審査申請書に次に掲げる書類を添付して千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に提出しなければならない。

（1） 当該営業の一切を承継したことを証する書類

（2） 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書

- 2 前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容について審査し、適当と認められるときは、審査の結果を当該承継人に通知するとともに資格者名簿に登載するものとする。なお、審査の結果については、第9の第2項の規定による公表をもって通知に代えることができる。

第15 入札参加資格の取消し

- 1 入札参加資格者等が次のいずれかに該当するときは、その者の資格を取り消すものとする。

（1） 第1の各号のいずれかに該当することとなったとき。

（2） 入札参加資格審査申請書又はその添付書類に故意に虚偽の事項を記録又は記載したとき。

（3） 資格に係る営業を廃止したとき。

（4） 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

(5) 入札参加資格取消の電子申請を行った後、入札参加資格取消申請書の提出があったとき。

(6) 倒産・破産等により、前号に規定する手続きが行われる見込みがないと認められるとき。

2 第12の規定による変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないとき、又は資格に係る営業を長期間にわたり休止したときは、市長は、その者の資格を取り消すことができるものとする。

3 前2項の規定により入札参加資格の取消しを行ったときは、市長はその旨を当該入札参加資格者等に通知するとともに、その者を資格者名簿から抹消するものとする。なお、取消の結果については、第9の第2項の規定による公表をもって通知に代えることができる。

第16 申請情報の取扱

1 申請者に関する情報については、香取市暴力団排除条例（平成24年香取市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者を同項に規定する市の事務等から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ情報を提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対して必要な書類の提出を求めることがある。

2 千葉県警察本部からの情報提供により、入札参加資格者等が香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に規定する措置要件に該当すると認めるときは、排除措置を講ずる。

附 則

1 この公告は、令和8年7月1日から施行する。

2 令和8年5月7日香取市公告第39号の定めるところにより入札参加資格審査申請をした者の取扱いは、なお、従前の例による。

別表

申請受付期間及び名簿登載予定日

申請受付期間	名簿登載予定日
令和8年4月9日から令和8年5月22日まで	令和8年7月1日
令和8年5月25日から令和8年6月15日まで	令和8年8月1日
令和8年6月16日から令和8年7月15日まで	令和8年9月1日
令和8年7月16日から令和8年8月17日まで	令和8年10月1日
令和8年8月18日から令和8年9月15日まで	令和8年11月1日
令和8年9月16日から令和8年10月15日まで	令和8年12月1日
令和8年10月16日から令和8年11月16日まで	令和9年1月1日
令和8年11月17日から令和8年12月15日まで	令和9年2月1日
令和8年12月16日から令和9年1月15日まで	令和9年3月1日
令和9年1月18日から令和9年2月15日まで	令和9年4月1日
令和9年2月16日から令和9年3月15日まで	令和9年5月1日
令和9年3月16日から令和9年3月31日まで	令和9年6月1日